

苦 情 申 立 書

年 月 日

山梨県行政苦情審査員 殿

申立人

住 所

氏 名

電話番号

山梨県行政苦情審査員設置要綱第7条の規定により、次のとおり苦情の申立てをします。

苦 情 の
内 容
及 び
理 由

苦情の原因となった事実のあった日

年 月 日

他 制 度
等 へ の
手 続 き
・ 相 談
の 有 無

有 行政不服審査 行政事件訴訟 住民監査請求
直接請求 請願(議会) 陳情(議会)
陳情・要望(知事) 県民相談 その他()
無

(注:該当するものに✓印を記入してください。)

代 理 人

住 所
氏 名
電話番号

申立人との関係()